

平成31年3月（第3回）

益城町農業委員会議事録

※当議事録は公開用として益城町個人情報保護条例等の規定により、
個人情報を削除したものを掲載しております。
また、一部要約等を行い掲載しております。

益城町農業委員会

益城町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成31年3月11日（月）午後2時00分～

2. 開催場所 JA かみましき益城支所 2階会議室

3. 出席委員（13名）

1番	松本 三千輝（筆頭代理）	2番	西山 隆文（次席代理）
3番	上田 伴治	4番	松野 隆
5番	西川 達也	6番	野田 祐士
7番	高木 敬司	8番	中村 光博
10番	西村 親夫	11番	山本 博文
12番	荒川 忠一	13番	廣田 律男
14番	岩村 久雄（会長）		

4. 欠席委員（1名）

欠席 9番 大村 幸誠

5. 報告推進委員（

6. 議事日程

日程第1	議事録署名委員について
日程第2	報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について
日程第3	報告第2号 農地の賃借権及び使用貸借権の合意解約について
日程第4	報告第3号 許可不要転用届について
日程第5	議案第1号 農地の権利移動の許可申請について
日程第6	議案第2号 農地の転用のための権利移動の許可申請について
日程第7	議案第3号 農用地利用集積計画（農業委員会分）について
日程第8	議案第4号 農用地利用集積計画（中間管理機構分）について
日程第9	議案第5号 農用地利用分配計画（案）（中間管理機構分）について
日程第10	議案第6号 農地等の実勢賃借料情報の提供について
日程第11	平成31年 第4回 委員会の日時について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	安田 弘人	農地係長	松本 まゆみ
主 査	森崎 大輔	主 査	宮田 恭輔

8. 会議の概要

(事務局長)

只今より、平成31年第3回益城町農業委員会を開会いたします。

本日は、14名中13名出席でございますので、益城町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立いたしますことを、まずもってご報告させていただきます。

議事進行につきましては、同規則第4条の規定によりまして、岩村会長にお願いをしたいと思います。岩村会長、よろしくお願いいたします。

(会長)

《挨拶》

(議長)

日程第1 議事録署名委員の指名をさせていただきます。6番野田委員さん、12番荒川委員さんをお願いいたします。

日程第2 報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第1号を説明》

(議長)

只今、報告第1号について説明を申し上げました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、市街化区域内の農地転用の報告とします。

次に、日程第3 報告第2号 農地の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約についてご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第2号を説明》

(議長)

只今、報告第2号について説明を申し上げました。
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、本案を農地の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約の報告とさせていただきます。

次に、日程第4 報告第3号 許可不要転用届についてご報告申し上げます。
内容につきまして、事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第3号を説明》

(議長)

只今、報告第3号について説明を申し上げました。本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、本案につきましては、許可不要転用届出の報告とさせていただきます。

次に、日程第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第1号を説明》

(議長)

只今、議案第1号について説明をいたしました。本件につきましては、8番中村委員さんに調査を頂いております。

補足説明をお願いします。

(8番委員)

3月5日に聞き取り調査及び現地調査を江島推進委員さんで行いましたので報告致します。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では、耕運機や刈払機等を所有されており、今後、トラクターを購入するとの事であります。

主に生産されている農作物は水稻ですが、申請地には柿を作付するとのことです。

農作業の従事につきましては、経験年数25年、年間225日となっております。また、営農計画書の提出もなされております。

取得後の農地の面積については、5,304㎡で問題ないと思います。

以上により全て条件に該当すると思しますので、委員の皆様方の審議の程を宜しくお願い致します。

(議長)

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、日程第6 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用のための権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第2号を説明》

(議長)

ただいま、議案第2号につきましてご説明いたしました。

番号1番について5番西川委員さんに調査を頂いております。

補足説明をお願いいたします。

(5番委員)

農地法第5条第1項規定による農地の転用許可申請書が提出されておりますので、3月9日に行政書士の木下さんと現地でお会いして、聞き取り調査を行いました。

譲受人の永田裕太さんは、家族が増え、現在の住まいでは手狭になり、新しい住居を建築する土地を探していたところ、祖父母の住居近くに申請地があり、譲って頂けるとのことで選定したそうです。

申請地は、集落に接続しておりますので問題はありません。土地のほうは祖父からの贈与で、また、融資証明書も問題ありません。許可後は直ぐ建築工事に取り掛かるとの事です。上下水道管もすぐ側に来ており問題ありません。雨水処理としては、自然浸透処理を行い、オーバーフロー分は道路側溝に放流し処理するとの事です。被害防除方策として、ブロックを設置し、土砂等が流出しないよう対応し、万が一、土砂等が流出した場合は、責任を持って速やかに対処するとの事です。排水同意書も区長さんから出ております。

立地基準、一般基準共に問題ありませんでした。委員の皆様のご審議宜しく申し上げます。

(議長)

只今、番号1番について、西川委員さんより補足説明を頂きました。早速ご審議を賜りたいと思います。本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、番号2番でございしますが、管推進委員さんに調査を頂いております。補足説明をお願いいたします。

(管推進委員)

3月8日に現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が貸し駐車場を整備する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は第2種農地でありことから転用の見込みはあると思われま

す。続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。規模も土地利用計画図のとおり妥当であり、周囲の農地及ぼす影響もないと考えます。

以上です。委員の皆様のご審議宜しく申し上げます。

(議長)

只今、番号2番について管推進委員さんより補足説明を頂きました。早速ご審議を賜りたいと思います。本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、番号3番でございますが、10番西村委員さんに調査を頂いております。

補足説明をお願いいたします。

(10番委員)

3月7日に推進委員の中川さんと現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が個人住宅を建築する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は第1種農地であります、集落に接

続していることから転用の見込みはあると思われます。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であり、周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。委員の皆様のご審議宜しく申し上げます。

(議長)

只今、番号3番について西村委員さんより補足説明を頂きました。早速ご審議を賜りたいと思います。本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、番号4番でございしますが、7番高木委員さんに調査を頂いております。補足説明をお願いいたします。

(7番委員)

報告します。

3月6日に高森推進員と現地調査を行いました。

まず立地基準について申し上げます。申請地は、下砥川集落内にある第2種農地であります。付近は住宅化が進み、周囲を宅地に囲まれているため問題はありません。

続きまして、一般基準について申し上げます。

申請者の資力・信用については、事業計画書と残高証明書の内容を確認しており、問題ありません。排水同意書も区長さんから頂いており、その他の項目についても何ら問題ありませんでした。

委員の皆様のご審議宜しく申し上げます。

(議長)

只今、番号4番について高木委員さんより補足説明を頂きました。早速ご審議を賜りたいと思います。本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、番号5番及び番号6番でございしますが、8番中村委員さんに調査を頂いております。

補足説明をお願いいたします。

(8番委員)

3月7日に、事務局2名、推進委員1名、公営住宅課1名と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、益城町が島田地区に災害公営住宅建築する案件でございまして。転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は第1種農地及び第2種農地ですが集落に接続している事から、転用の見込みはあると思われまして。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。規模も土地利用計画図のとおり妥当であり、周囲の農地及ぼす影響もないと考えます。

以上です。委員の皆様のご審議宜しく申し上げます。

(議長)

只今、番号5番及び6番について中村委員さんより補足説明を頂きました。早速ご審議を賜りたいと思います。本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、転用のための賃貸借権設定の部でございますが、6番野田委員さんに調査をして頂いております。

補足説明をお願いいたします。

(6番委員)

3月6日に、現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が農業用倉庫を建築した案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準について申し上げます。申請地は農用区域内農地であります。用途が農業用施設であるため、転用の見込みはあると思います。

続きまして、一般基準について申し上げます。

既に事業が完了しておりますけれども、現在、農業用倉庫が建っている状態です。転用許可前に事業着手しておりますけれども、始末書が提出されており、今後は農地法を順守するそうです。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であり、周囲の農地及ぼす影響もないと考えます。

以上です。委員の皆様のご審議宜しく申し上げます。

(議長)

只今、転用のための賃貸借権設定の部について、野田委員さんより補足説明を頂きました。早速ご審議を賜りたいと思います。本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

(4番委員)

これは無断転用ではないのですか。

(事務局)

追認のため申請されました。

(4番委員)

今建っているのですか。

(事務局)

はい。許可なく建っていたのですが、今回、是正されて申請されました。

(4番委員)

始末書書いてですか。

(事務局)

はい。

(議長)

県の方からの指導で、前のほうに掛かっていた下屋を解体した次第です。

農業用倉庫であれば、当時も許可出来たと思いますが、今回、是正されて申請されました。

他にご意見ございませんか。

よろしゅうございますか。

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、転用のための賃貸借権設定の部（一時転用）でございまして、本件についても6番野田委員さんに調査をして頂いております。

補足説明をお願いいたします。

(6番委員)

3月7日に、現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が災害公営住宅建設に関わる現場事務所及び駐車場を一時的に整備する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は第2種農地である事から、転用の見込みはあると思います。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力・信用について特に問題はございません。

許可後は速やかに工事着手するとの事です。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であり、周囲の農地及ぼす影響もないと考えます。

以上です。委員の皆様のご審議宜しく申し上げます。

(議長)

只今、賃貸借権設定の部（一時転用）について野田委員さんより補足説明を頂きました。早速ご審議を賜りたいと思います。本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、日程第7 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農業委員会分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第3号説明》

(議長)

只今、議案第3号について説明を申し上げました。

まず、番号8番、9番及び47番について、ご審議をお願いしたいと思いますが、議事参与の制限に該当いたしますので、関係委員さんには一時退席をお願いいたします。

《関係委員退室》

(議長)

それでは、賃借権設定の部、8番、9番及び47番についてご審議をお願い

します。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

では関係委員の入室をお願いします。

《関係委員入室》

(議長)

それでは、審議を進めたいと思います。

賃借権設定の部でございますが、福永推進委員さん関係の8番、9番及び47番を除いた他の案件でございますが、本件についてのご意見、ご質疑等はありませんか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、

で、原案のとおり決定いたします。

次に、賃借権設定の部でございますが、設定を受けるものが農地所有適格法人以外の法人でございます。番号1番から5番まででございますが、ご審議をお願いいたします。本件についてのご意見、ご質疑等はございませんか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、使用賃借権設定の部でございますが、関係委員さんにつきましては、議事参与の制限に該当いたしますので、一時退席をお願いいたします。

《関係委員退室》

それでは、使用賃借権設定の部についてご審議をお願いしたいと思います。

何か本件についてのご意見、ご質疑等はございませんか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますの

で、原案のとおり決定いたします。

では関係委員さんの入室をお願いします。

〈関係委員入室〉

(議長)

次に、日程第8 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（中間管理機構分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

〈議案第4号説明〉

(議長)

只今、議案第4号について説明を申し上げました。

本件についてのご意見、ご質疑等はありませんか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

賃借権設定の部と所有権移転の部でございます。

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

〈全員挙手〉

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第9 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）（中間管理機構分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

〈議案第5号説明〉

(議長)

本件につきましても、議事参与の制限に該当いたしますので、関係委員さんには一時退席をお願いいたします。

《関係委員退室》

(議長)

それでは、本件についてご審議をお願いしたいと思います。
何かご意見、ご質疑等はありませんか。
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は原案のとおり決定する事といたします。
関係委員さんの入室をお願いします。

《関係委員入室》

(議長)

それでは、議案第6号、農地法第52条第1項の規定に基づく農地等の実勢賃借料情報の提供について議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

(事務局)

《議案第6号説明》

(議長)

本件につきましては、各代表委員にてご審議をいただいております。
その内容について8番中村委員さんに補足説明をお願いします。

(8番委員)

報告いたします。

2月18日14時から、平成31年実勢賃借料について、農地集積対策担当者会議を行いました。

平成31年の実勢賃借料は、事務局の説明どおりとなっております。

現金、物納共に賃借料として妥当であると判断いたしました。

委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

(議長)

それでは、本件についてご審議をお願いしたいと思います。

何かご意見、ご質疑等はありませんか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は原案のとおり決定し、情報を提供することといたします。

次に、日程第11 平成31年第4回委員会の日時について申し上げます。次回は4月11日、午後2時よりJAかみましき益城支所2階会議室で開催いたします。予定に入れておいて頂きたいと思います。

以上、用意いたしました案件につきましては議了しました。

閉会をさせていただきたいと思います。

閉会の挨拶を松本筆頭代理をお願いしたいと思います。

(1番委員)

《挨拶》

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成31年3月11日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員